

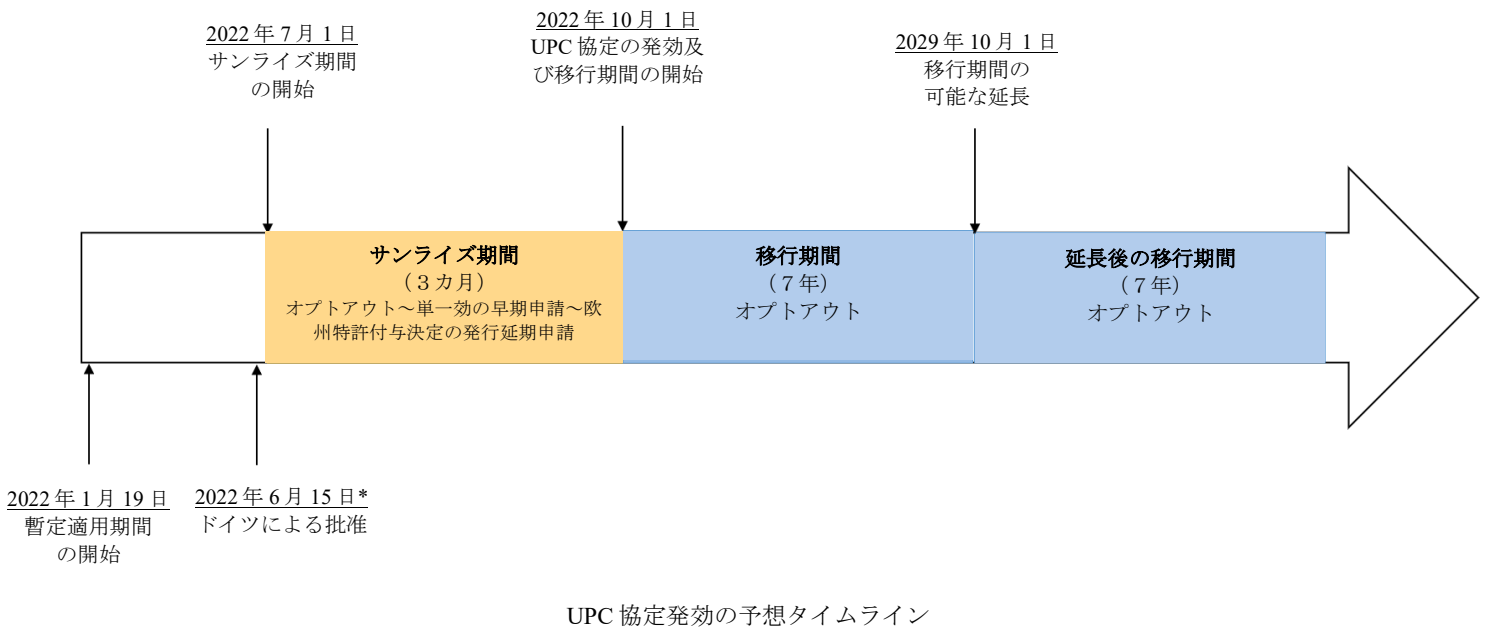
近づく統一特許裁判所協定発効について

背景

欧州特許及び欧州単一効特許（以下、「単一効特許」）（**unitary patent**）の両方に関わる訴訟手続の中央集権化、迅速化かつ効率化のため、統一特許裁判所（Unified Patent Court: UPC）が制定されました。

欧州特許と対照的に、単一効特許は、UPC 協定に参加する加盟国ごとの有効化や行政手続を必要とせず、UPC のみに管轄されます。最低 6 年間適用される経過措置に従い、対象特許の単一の翻訳を提出する必要がありますが、移行期間後、単一効特許を選択した場合に、翻訳文の提出義務はありません。また、更新手数料は各年に納付することとなります¹。

2022 年 1 月 19 日付で UPC 協定の暫定適用に関する議定書が発効しました。それにより、UPC は法人として正式に設立されました。最低でも 8 カ月かかると予期される暫定適用期間において、UPC 準備委員会は、統一裁判所の運用開始のための全ての準備を進めています。UPC 協定発効に必要な最後の加盟国であるドイツは、準備が十分に進んだ又は整った時に UPC 協定を批准するという意向を示しています。早くとも、UPC 協定は、2022 年後半に発効できると思われませんが、実際の発効日は、ドイツが UPC 協定への批准書を寄託してから 4 カ月後の月の初日になります。それ以降の全ての日程はそれによって決まります。



欧州特許権者／欧州特許出願人に与えられた選択肢

UPC 協定が発効する前、そして、その発効日より、ユーザには新たな可能性が生じています。

¹ 単一効特許の更新手数料は、4 カ国において有効化された典型的な欧州特許の更新手数料総額より少し安く設定される。
(*) 前述のように、UPC 協定はドイツが協定を批准してから 4 カ月後の月の初日に発効する。利用可能な選択肢と可能なタイミングを理解しやすくするために、仮の最も早い批准日を 2022 年 6 月に想定する。例として、ドイツが 2022 年 6 月 15 日に UPC 協定への批准書を寄託した場合に上記タイムラインに示したように UPC 協定は 2022 年 10 月 1 日に発効することとなる。

具体的に、UPC 協定が発効する前に、

- i. UPC 協定が発効する前の 3 カ月の「サンライズ期間」中、欧州特許出願／欧州特許について UPC の専属管轄（単一のアクションで UPC 全域にわたって対象特許を取り消し得る）から除外する「オプトアウト」の申請が可能です。
ドイツが UPC 協定への批准書を寄託する日より：
- ii. EPC 規則 71(3) に基づく通知（許可付与予定通知）が発行された欧州特許出願について、**単一効の早期申請**の提出が可能です。有効な早期申請が提出されると、欧州特許庁（EPO）は、UPC 協定が発効してから関連欧州特許付与通知が公開された後に、単一効を（そして、当該欧州特許を単一効特許として）登録します。
- iii. 欧州特許出願について、**欧州特許付与決定の発行延期申請**が可能です。それにより、当該欧州特許の単一効の登録が認められるように、特許付与通知は、UPC 協定が発効する日に又は発効後に速やかに欧州特許公報に公開されます。
UPC 協定の発効日より：
- iv. 最低 7 年間の（更に 7 年間の延長が可能な）「移行期間」中、欧州特許出願／欧州特許について、UPC に対し取消手続が行われていない限り、UPC の専属管轄から除外する「オプトアウト」の申請はまだ可能です。移行期間後、オプトアウトはできなくなります。オプトアウトの撤回は可能ですが、オプトアウトした特許に対する国内取消手続が開始すると、禁止されます。
- v. UPC 協定の発効日以降に許可される全ての欧州特許は、許可から 1 カ月以内に有効な単一効申請が EPO に提出されれば、「参加加盟国」、すなわち、UPC 協定を批准した欧州連合の加盟国において**単一効特許として登録され得ます**。
- vi. UPC の専属管轄からオプトアウトしていない**単一効特許**及び典型的な**欧州特許**の両方の有効性及び侵害は、UPC により判断されます。それに対し、オプトアウトした欧州特許は、現行の欧州訴訟制度の通り、国内裁判所で個々に訴訟を提起し得ます。

次頁のマップに示すように、最初の参加加盟国が 17 カ国（すなわち、グループ 1 及びドイツ）となります。しかしながら、UPC 協定に署名した欧州連合の全ての加盟国が UPC 協定を批准して参加加盟国となり得るので、参加加盟国のリストは今後数年間で更に展開することもあり得ます。重要なことに、単一効特許としての欧州特許の登録後の地理的範囲は変更できません。この範囲は、単一効特許の申請が提示された時点での UPC 協定を批准した加盟国の数によって決まります。

非参加加盟国において、それらの国における保護を取得するために欧州特許の別個の有効化が必要です。

適切な時期となれば、以下に関するご指示を頂きたく存じます。

- オプトアウト
- 単一効特許の取得

オプトアウトしたい案件や単一効特許を取得したい案件が既に確定された場合、ご都合付き次第、お知らせ頂ければ幸いです。

なお、単一効特許の早期申請及び許可付与決定の発行延期申請の提出に関するご指示も頂きたく存じます。

1-UPC 協定に署名して協定を批准した EPC 及び EU 加盟国 (UPC 及び単一列は UPC 協定発効後に有効となる)

2-UPC 協定に署名したがまだ協定を批准していない EPC 及び EU 加盟国 (UPC 及び単一列は将来の UPC 協定批准状況によって有効となり得る)

3-UPC 協定に署名していない EPC 及び EU 加盟国 (UPC 及び単一列は将来の UPC 協定署名及び批准状況によって有効となり得る)

4-EU 加盟国ではない EPC 加盟国 (UPC 協定はそれらの国に発効しないが、EU 加盟国となった場合に状況が変わり得る)

